①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）
②名称	Icelandic Intellectual Property Office (ISIPO)
③所在地	Katrínartún 4 105 Reykjavik
④連絡先	(電話)(354)580 9400　(FAX)(354)580 9401 (E-mail)　isipo@isipo.is　(internet) www.isipo.is
⑤組織の長	Director General：Ms. Borghildur Erlingsdóttir
⑥沿革	(1) 1991 年に、1923 年特許法を廃止して、1991 年特許法及び同法規則を制定すると同時に、特許出願に関する指針について公示。 (2) 1997 年 6 月 1 日から商標法及び同法規則及び団体商標法が施行される。 (3) 1997 年 6 月 1 日から意匠法及び同法規則が施行される。 (4) アイスランドは、2004 年 11 月から欧州特許条約の締約国となった。
⑦所管	特許、意匠、商標

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1986/9/13	1947/9/7			
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1962/5/5			1994.6.15
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2012/12/14				
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1995/3/23			2003/12/23	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1997/4/15	1995/3/23	1995/4/9	1995/4/9
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	47	36	39	21
	（内　外国出願）	3	2	2	
	（内　日本から）			1	
	（内　PCT ルート）	2	2	2	
意匠	全数	135	223	149	191
	（内　外国出願）	128	218	142	176
	（内　日本から）	7	8	2	8
商標	全数	3,872	4,039	3,908	3,462
	（内　外国出願）	3,247	3,362	3,333	2,778
	（内　日本から）	110	97	104	43
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	9	7	10	8
	（内　外国出願）	5	3	5	3
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）	5	3	7	2
意匠	全数	134	164	144	187
	（内　外国出願）	129	153	137	174
	（内　日本から）	7	6	4	7
商標	全数	3,523	3,886	4,148	3,783
	（内　外国出願）	3,216	3,505	3,771	3,311
	（内　日本から）	106	104	146	70

出典：WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

<組織図>

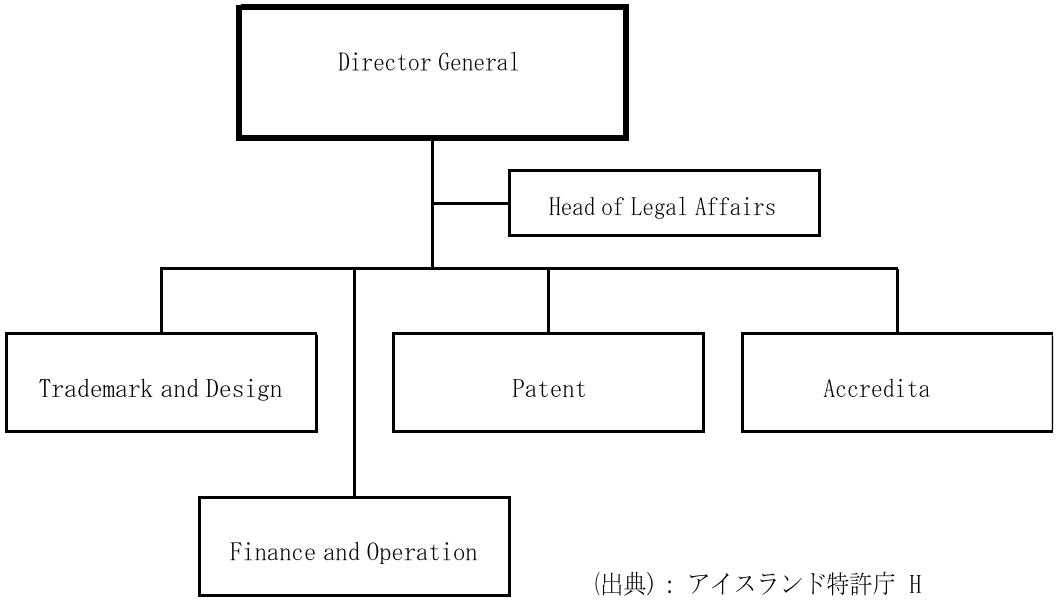

(出典)：アイスランド特許庁 H

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022 年 9 月 13 日改正施行 (注)関連法令の改正を反映、特許法改正は 2021 年 5 月 28 日改正(2021 年 7 月 1 日施行)が最新である。
	③地理的効力の範囲	アイスランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約（EPC）加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アイスランドに住所を有しない出願人は、出願に関するすべての事項について出願人を代理することができる欧州経済領域、欧州自由貿易連合加盟国又はフェロー諸島に居住する代理人を置かなければならない。(特許法第 12 条)
	⑦出願言語	アイスランド語、デンマーク語、ノルウエー語、スエーデン語、英語。(規則第 2 条 14、規則第 5 条) 出願書類が受理された言語以外の言語で作成されている場合、出願人は出願日から 2 か月以内 に受理された言語のいずれか 1 つへの翻訳文を提出しなければならない。 出願人は、出願日(優先日)から 14 カ月以内に特許請求の範囲のアイスランド語の翻訳を提出しなければならない。 (規則 5 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与可能で出願人が登録料を納付すると特許が付与され、付与された特許は特許出願の日から 20 年間維持することができる。 (特許法第 19 条、第 20 条、第 40 条) 医薬品の承認、農薬(植物保護製品)の登録に要した期間があったときは、5 年を限度として補充的保護証明書の出願により、延長することができる。(特許法第 65 条 a、EU 規則 469/2009 第 13 条、EU 規則 1610/96 第 13 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物（特許法第 2 条）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の 2 つのケースが規定されている。期間は、いずれも 6 か月である。 (1) 出願人又はその前任者との関係で明らかな濫用があった場合。 (2) 出願人又はその前任者が条約に規定される公式の博覧会又は公式に認められた博覧会で発明を展示した場合。(特許法第 2 条)
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用可能な発明でないもの。 (2) 発見、科学理論、数学的方法。 (3) 美的創造物。 (4) 精神的行為、ゲーム、ビジネスのための計画、規則、方法又はコンピュータのためのプログラム。 (5) 情報の提示。 (6) 人又は動物のための外科的、治療的又は診断的方法を含む発明。 (7) 植物又は動物の品種。 (8) 植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法。 (9) 形成又は発生の様々な段階にある人体及びその要素並びに遺伝子のヌクレオチド配列又は部分ヌクレオチド配列に例示されるものの単なる発見。 (10) 商業目的での利用が公序良俗に反する発見。 (特許法第 1 条、第 1 条 a、第 1 条 b)

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 2 条、第 15 条、規則第 23 条) (1) 審査において、他国又は国際機関の新規性調査結果を受け入れることができる。(特許法第 69 条、規則第 23 条、第 26 条) (2) 出願人は、他国の対応特許出願の新規性及び特許性の審査結果を提供するか、審査結果が出ていないことを上申しなければならない。審査結果を提供しない場合出願は却下され、提供を拒否した場合は拒絶される。(規則第 26 条、特許法第 15 条、第 16 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 (1) 出願日(優先日)から 18 か月が経過したときは、何人も出願書類を入手することができる。 (2) 出願人の請求により、入手できる時期を早めることができる。 (3) 特許発明に無関係な営業秘密は請求により非公開とされる場合がある。 (特許法第 22 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も特許付与の公告日から 9 か月以内に、付与された特許に対して異議申立をすることができる。 (特許法第 21 条) (注)特許法第 52 条に、特許無効の裁判に関する規定がある。
	⑱実施義務	有。 (1) 特許付与から 3 年又は特許出願から 4 年を経過した時点で正当な理由なく特許発明が合理的な範囲で実施されていない場合、その発明の実施を希望する者は、強制実施権を得ることができる。 (特許法第 45 条) (2) 重要な技術進歩を示しかつ相当な経済的意義を有する特許権者は、利用関係にある他人の特許の強制実施権を得ることができる。 (特許法第 46 条) (3) 植物品種保有者は、合理的な対価で強制利用許諾を請求することができ、また、重要な技術的進歩を示しかつ相当な経済的意義をゆする場合は強制実施権を得ることができる。(特許法第 46 条 a) (4) 重要な公共の利益のために必要な場合、他人の特許発明を商業的に利用する者は、強制実施権を得ることができる。 (特許法第 47 条) (5) 公開前に特許発明を商業的に利用していた又は準備していた者であって、特殊事情により強制実施権をえることが望ましくかつ出願の存在を知らずかつ合理的に知り得なかった者は、強制実施権を得ることができる。 (特許法第 48 条) (6) TRIPS 協定及び公衆生成に関する WTO 理事会の決定に従い、発展途上国や公衆衛生に深刻な問題を抱える国に対する医薬品の輸出のために強制実施権が認められる場合がある。 (特許法第 49 条)

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">Republic of Iceland（IS）
（アイスランド共和国）</td></tr>
<tr><td></td><td>⑲費用
単位
ISK(アイスランド・クローナ)</td><td>[出願から登録までに掛かる費用]
出願料　67,800 ISK　4,400 ISK(10 超の各クレームにつき)
登録料　29,000 ISK(最初の 40 ページまで)
1,300 ISK(40 ページ超の各ページにつき)
4,400 ISK(出願後の追加の各クレームにつき)
[特許権維持に掛かる費用]
年金
<table>
<tr><td>1 年次－3 年次</td><td>11,600 ISK(毎年)</td><td>12 年次</td><td>29,000 ISK</td></tr>
<tr><td>4 年次</td><td>13,400 ISK</td><td>13 年次</td><td>32,000 ISK</td></tr>
<tr><td>5 年次</td><td>14,600 ISK</td><td>14 年次</td><td>36,200 ISK</td></tr>
<tr><td>6 年次</td><td>15,800 ISK</td><td>15 年次</td><td>40,500 ISK</td></tr>
<tr><td>7 年次</td><td>17,600 ISK</td><td>16 年次</td><td>44,700 ISK</td></tr>
<tr><td>8 年次</td><td>19,400 ISK</td><td>17 年次</td><td>50,200 ISK</td></tr>
<tr><td>9 年次</td><td>21,800 ISK</td><td>18 年次</td><td>55,100 ISK</td></tr>
<tr><td>10 年次</td><td>24,200 ISK</td><td>19 年次</td><td>60,400 ISK</td></tr>
<tr><td>11 年次</td><td>26,600 ISK</td><td>20 年次</td><td>66,500 ISK</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>有。発明者自身の特許出願について、登録料の支払いが相当困難と特許庁が判断した場合は免除される。 (特許法第 19 条)</td></tr>
<tr><td></td><td>㉑ PCT における国内料金減額措置の有無</td><td>無。</td></tr>
</table>

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022 年 9 月 13 日改正施行 (注)関連法令の改正を反映、意匠法改正は 2019 年 5 月 15 日改正(2019 年 7 月 1 施行)が最新である。
	③地理的効力の範囲	アイスランド国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の共同体意匠(Communiy Desing)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人（意匠法第1条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アイスランドに住所を有しない出願人は、出願に関するすべての事項について出願人を代理することができる欧州経済領域、欧州自由貿易連合加盟国又はフェロー諸島に居住する代理人を置かなければならない。(意匠法第 47 条)
	⑦出願言語	(1) アイスランド語(願書及び説明) (2) アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語、スウェーデン語又は英語(その他の補足文書) (3) その他の補足文書の翻訳確認のため、認定翻訳者等が求められる場合がある。(規則第 3 条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	意匠法及び規則に定められた要件を満たす意匠は、登録され、申請者は登録の確認を送信する。存続期間は出願日から 5 年間であるが、5 年間ずつ、25 年に達するまで更新することができる。 (意匠法第 23 条、規則第 17 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(意匠法第 3 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 (1) 出願日(優先日)から 12 か月以内の創作者、承継者又は第三者により提供された情報又は取られた行為の結果として公衆に利用可能となった場合 (2) 出願日(優先日)から 12 か月以内の設計者又は承継人に関する濫用行為の結果として公衆に利用可能となった場合 (注)新規性喪失の例外規定ではないが、条約に規定される公式の博覧会又は公式に認められた博覧会で意匠を展示してから 6 か月以内に出願した場合には、その時に出願されたものとみなされる規定がある。 (特許法第 16 条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義(意匠法第 2 条)に合致しないもの (2) 独自性のないもの、新規でないもの (意匠法第 3 条、第 5 条) (3) 公序良俗に反するもの(意匠法第 7 条(1)) (4) パリ条約第 6 条に基づいて保護される表示並びにその他の公共性の高い記章、紋章及び徽章 (意匠法第 7 条(2)) (5) 他人の商標又は他人の商行為の名称の不正使用となるもの (意匠法第 7 条(3)) (6) 著作権によって保護された著作物の無断使用となるもの (意匠法第 7 条(4)) (7) 国内で出願又は登録済並びに国内適用される国際登録によりすでに保護されている意匠を侵害するもの (意匠法第 7 条(5)) (8) 技術的機能によってのみ規定されたもの (意匠法第 8 条(1)) (9) 意匠を含む製品を他の製品に対して機械的に結合させる又は中、周囲若しくは対向して配置することにより両製品の機能を発揮するために、正確な形状及び寸法で製造されなければならないもの (意匠法第 8 条(2))

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
	⑫実体審査の有無	有。 (1) 方式審査に加えて、意匠の定義に合致するか、公序良俗に反しないか、パリ条約第 6 条に基づいて保護される表示などに該当しないかについて審査される。 (2) 出願人が請求した場合、新規性を含む他の要件についても審査される。(意匠法第 17 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。以下の要件を満たすことが必要である。 (意匠法第 4 条) (1) 複合製品に組み込まれたその部分が通常使用において視認可能でること。 (2) 視認可能な部分が独自性及び新規性を有すること。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第 15 条)
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から 6 カ月が経過した後は、公衆がアクセスできるようになる。(意匠法第 21 条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠が登録されると公告されるが、出願人の請求により出願日(優先日)から最大 6 か月、登録を延期することができる。 (意匠法第 18 条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人等は、登録を取消すための請求を提出することができる。期限について条文に定めはない。 (意匠法第 27 条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 ISK (アイスランド・クローナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(1～5 年の登録料を含む) 18,200 ISK(1 意匠の場合) 意匠が 1 を超える場合 7,900 ISK(1 意匠につき) 画像が 1 枚を超える場合 4,400 ISK(1 画像につき) 5 年ごとの更新料 23,000 ISK(1 意匠の場合) 意匠が 1 を超える場合 7,900 ISK(1 意匠につき)
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022 年 9 月 13 日改正施行 (注)関連法令の改正を反映、商標法改正は 2020 年 6 月 24 日改正(2020 年 9 月 1 施行)が最新である。
	③地理的効力の範囲	アイスランド国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の欧州連合商標(EUTM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、品質保証商標 (商標法第 3 条、第 12 条) (注)原産地表示、地理的表示、伝統的特産品は別の法律によって保護される。 (注)地域団体商標(原産地を示す団体商標)も取得できる。 (商標法第 12 条)
	⑥商標の種類	あらゆる種類の標識 (注)例示として、語句（個人名を含む）、デザイン、模様、文字、数字、色、音、商品の形状や包装が挙げられている。 (商標法第 2 条) (注)規則第 7 条には、文字商標、図形商標、立体商標、位置商標、パターン商標、色の商標、音の商標、動きの商標、マルチメディアの商標及びホログラム商標について、その定義が規定されている。
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第 1a 条) (注)団体商標は権利義務のある社会、組織、公共団体 (商標法第 1a 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (第 7 条)
	⑨本国登録要件	無。 (注)ただし、アイルランドで活動しておらず、かつパリ条約の同盟国又は WTO 加盟国の居住者でもない場合は、本国登録要件が課される。 (商標法第 33 条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アイスランドに住所を有しない出願人は、欧州経済領域、欧州自由貿易連合加盟国又はフェロー諸島に居住する代理人を置かなければならない。 (商標法第 35 条)
	⑪出願言語	アイスランド語 (規則第 4 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録商標の保護は出願日から開始し、存続期間は出願日から 10 年であり、10 年ごとに更新可能である。 (商標法第 26 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。アイスランドで開催される公式の展示会又は国際展示会において展示される商品又は役務について商標の最初の使用から 6 ヶ月以内。 (商標法第 18 条)

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
	⑭不登録対象	(1) 自他識別能力を有しない標識 (第 2 条(1)) (2) 当局及び公衆が精確に理解できるよう記載できない標識 (第 2 条(2)) (3) 第 2 条でいう商標を構成しない標識 (商標法第 13 条(1)) (4) 登録を受けようとする商品又は役務との関係において識別力を有さない商標 (商標法第 13 条(2)) (5) 単に商品又は役務の品質、量、目的、価値、地理的期限又は商品の製造若しくは役務の提供時期を示す標識又は表示からなる商標 (商標法第 13 条(3)) (6) 単に日常の会話や取引慣行において慣用されている標識、語句の組合せ又は表示からなる商標 (商標法第 13 条(4)) (7) 商品の技術的目的に必要な又は商品に実質的な価値を与える形状又は商品の性質に起因するその他の特徴のみからなる標識 (商標法第 13 条(5)) (8) 法律若しくは公序良俗に反する商標又は特別な象徴的意味を有する商標 (商標法第 13 条(6)) (9) 商品又は役務の性質、状態、地理的原産地などにおいて公衆を誤認させるおそれのある商標 (商標法第 13 条(7)) (10) 紋章、国旗、アイスランド自治体の標識、品質表示などを許可なく含むものであって混同を生じるおそれのある商標 (商標法第 13 条(8)) (11) 法律により保護された原産地名称、地理的表示又は伝統的特産物の商品名を含み指定商品が同一又は類似の商標 (商標法第 13 条(9)) (12) ワイン又は蒸留酒の産地の名称を含み、ワイン又は蒸留酒について登録を求める商標 (商標法第 13 条(10)) (13) 種苗法の登録品種名又は本質的部分を複製し、同一又は密接に関連する植物品種について登録を求める商標 (商標法第 13 条(11)) (14) その団体商標に関する規則が公序良俗に反する又は商標法における団体商標の規則に反する商標 (商標法第 13 条(12)) (15) 標章の使用に関する規則が、関連する地域のすべての製造業者が使用することを妨げている団体商標 (商標法第 13 条(13)) (16) 悪意で出願された商標 (商標法第 13 条(14)) (17) アイスランドで登録された商標又は出願時に使用されかつ使用が継続されている商標と混同のおそれがありかつ同意のない標章 (商標法第 14 条(1)) (18) 出願時にアイスランドにおいてパリ条約でいう周知商標と混同のおそれがありかつ同意のない標章 (商標法第 14 条(2)) (19) 出願時(優先日)に他国において使用されている標章と混同のおそれがあり、同一又は類似する商品又は役務において引き続き用いられかつ登録及び使用について出願人の行為に悪意がありかつ同意のない標章 (商標法第 14 条(3)) (20) 活動中の商業活動の名称又は他人の氏名若しくは肖像を示す印象を与える場合であって死後久しい人物に係るものでないとき、又は商標が不動産の固有名称若しくはイラストを含みかつ同意のない標識 (商標法第 14 条(4)) (21) 保護された文学的若しくは芸術的作品の固有のタイトルを示す若しくはそう解釈可能な場合又は前記作品について他人の著作権若しくはその他の知的財産権を侵害する場合であってかつ同意のない標識 (商標法第 14 条(5)) (22) 代理人が所有者の許可なく自己の名義で登録を申請した場合(ただし、そのような行為を正当化できる場合を除く) (商標法第 14 条(6))

①国名	Republic of Iceland（IS） （アイスランド共和国）	
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。出願時にアイスランドにおいてパリ条約でいう周知商標と混同のおそれがある標識は同意がない限り登録されない。 (商標法第 14 条(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第 16 条、規則第 47 条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第 19 条、第 21 条、規則第 15 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。アイスランド知的財産庁に商標出願がなされた後商標が登録される前に、第三者はその商標の登録に対して意見を提出することができる。 (商標法第 20a 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。登録公報の発行日から 2 か月以内に何人も異議を申立てることができる。 (商標法第 22 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。 (1) 登録後 5 年以内にアイスランドにおいて、登録商標をその商品又は役務について実際に使用しなかった場合。 (2) 継続して 5 年間以上使用されなかった場合。 (商標法第 25 条)
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は単独でも、事業とともにでも、譲渡可能である。 (商標法第 36 条) (注)事業を譲渡した場合、定めがない限り商標も譲渡される。 (商標法第 36 条)
	㉘費用 単位 ISK (アイスランド・クローナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　33,900 ISK(1 分類) 7,300 ISK(2 超の各分類につき) [商標権維持に掛かる費用] 更新登録料　33,900 ISK(1 分類) 7,300 ISK(2 超の各分類につき)
	㉙料金減免措置の有無	無。